

## 第 1019 回教育委員会 会議録

平成 27 年 12 月 24 日

14:00~15:45

### ①開 会

<菊川委員長>

それでは、ただいまから、第 1019 回教育委員会を開会いたします。

### ②会議録署名委員 の氏名

<菊川委員長>

会議録署名委員に、小嶋委員と片桐委員を指名いたします。

### ③会期の決定

<菊川委員長>

会期は、本日一日としていかがですか。

<各 委 員>

異議なし。

<菊川委員長>

御異議なしと認め、会期は本日一日に決定いたします。

### ④報 告

<菊川委員長>

議事に先立ち、報告があります。

(1)「文化審議会答申(史跡名勝天然記念物等の指定等)について」、文化財・生涯学習課より報告願います。

<文化財・生涯学習課  
課長補佐>

文化財・生涯学習課課長補佐の藤澤でございます。課長の山川が別用務のため代わって報告させていただきます。

それでは、文化審議会答申(史跡名勝天然記念物等の指定等)について御説明いたします。資料は報告 1-1 を御覧ください。

今回県内で新たに史跡指定の答申がございましたのは米沢市の舘山城跡、追加指定の答申がございましたのは山形市の嶋遺跡になります。

舘山城跡の資料は報告 1-2 から 1-5 までとなっております。舘山城跡は米沢盆地西側にあたる舘山地区にある山城と山麓の居館跡で構成される城館跡でございます。南側と北側を流れる川を堀として利用した天然の要害でございます。伊達家の正式な歴史書である「伊達治家記録」に記載がある舘山城と推定されています。米沢市教育委員会の発掘調査の結果、土塁や堀で区画された三つの平らな場所がございまして、伊達家が治めた 16 世紀代と、上杉家が米沢に入った直後の 17 世紀前半の遺構であることがわかっております。山麓部の居館跡では、建物跡や庭園の可能性のある遺構が確認されております。伊達家が勢力を拡大した天正年間に政治的、軍事的な拠点となった城館であるとともに、山麓に山城と同時期の居館跡が良好に残っている、このことが城館の構造や中世社会の動向を知る上で重要な遺跡と評価されているものでございます。

続きまして嶋遺跡について御説明いたします。資料は報告1-6から1-8までとなっております。嶋遺跡は報告1-7の写真のとおりであります。山形市の嶋地区、スーパーおーばんの西側、嶋遺跡公園として整備中の場所になります。低湿地に営まれた古墳時代後期、6世紀後半の集落跡として、昭和41年に史跡に指定され、平成22年にも追加の指定を受けているところでございます。嶋遺跡の特徴は、低湿地にあわせた打込式の柱を持つ建物跡や、水位が高いために腐らずに残った農具など様々な木製品が出土するところであります。山形市教育委員会の発掘調査により、既に指定されている史跡の周辺部にも史跡内と同様の遺構、遺物が新たに発見されたため、追加指定を受け指定範囲が広がることとなりました。

以上、史跡の指定答申について御報告いたします。

<菊川委員長>

御質問等ございますか。

<菊川委員長>

館山城跡について、説明では政治的、軍事的拠点とのことですが、具体的には何に対する備えなのでしょう。

<文化財・生涯学習課  
課長補佐>

戦国時代、天正15年から19年にかけての中心的な城館跡でございますが、ちょうど1589年、天正17年は、伊達正宗が会津黒川城主の輩名義弘を破ったという時期になりますので、伊達家が他の勢力との争いのため全方位で備えていたということになるかと思えます。

<菊川委員長>

1600年が関ヶ原の戦いですから、その10から20年前ですね。

<菊川委員長>

ほかになれば、次に、(2)「平成28年度県立米沢工業高校専攻科入学者選抜第2次募集について」、高校教育課長より報告願います。

<高校教育課長>

それでは、平成28年度県立米沢工業高校専攻科入学者選抜第2次募集について御説明いたします。

過日、平成27年8月18日に平成28年度の県立米沢工業高等学校専攻科の入学者選抜を行いました。入学予定者が定員の12名に満たなかったことから、実施要項に基づきまして2次募集と選抜を実施することとなりました。

例年、ほとんどの生徒は山形大学工学部や、県立産業技術短期大学校との併願受検をしております。そのため、いわゆる滑り止めとして本校が活用されている状況にあります。そのため、今回もそうですが、本校を受検して合格しても辞退をするという生徒が出てきている状況です。昨年度の場合は4名が辞退、今年度は5名が合格していますが、1名が既に辞退をしております。また、修了後は山形大学工学部であれば大卒、県立産業技術短期大学校の場合は短大卒という扱いになりますが、米沢工業高校の専攻科ということになりますので、こちらは2年間の学習を修了した後も高校卒業という扱いになり、そういった点も不利に働くのかなと

考えております。

それでは2次募集の実施要項について御説明申し上げます。志願資格は高等学校を卒業した者又は平成28年3月に高等学校を卒業見込みの者、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者であり、募集区域は県内全域となっています。願書の出願期間につきましては、平成28年1月4日（月）から1月15日（金）の正午までとし、入学選考については、1月23日（土）に小論文と面接による選考を行い、1月27日（水）に合格発表の予定となっております。2次募集の定員は、先ほど申し上げましたとおり、12名の定員に対し現在4名が入学を確約している状況でありますので、残り8名の枠ということになります。内訳としましては情報技術コースが3名、生産技術コースが5名という状況にあります。このような形で去る平成27年12月18日付けの県公報に登載しておりますので、御報告させていただきます。

<菊川委員長>

御質問等ございますか。

<武田委員>

2次募集をしなければならなくなった時期はいつからですか。

<高校教育課長>

専攻科がはじまったのは平成15年度の入学生からで、その当時は入学定員が10名でしたが、そのころは10名がそのまま入っており、志願者数も多く倍率もそこそこあった状況でした。平成15年度、16年度は定員10名に対してそれなりの倍率がありましたので、その次の年、平成17年度からは定員を15名に増やしたのですが、その年は最終的な合格者が14名でした。その後入学者数が減っていき、平成23年度入試から定員を若干減らし12名としていますが、その後定員を満した年はありません。去年は1名の在籍となっております。

<武田委員>

これからの推移はどのようなのでしょうか。

<菅野教育長>

景気が良くないときは就職への待機場所のようになっておりまして、景気が良くなるとこのような状況になっています。

<武田委員>

専攻科修了後の就職は、みなさん希望がかなっているのでしょうか。

<高校教育課長>

米沢市内の企業からバックアップをしていただいております、希望するような米沢市内の企業に進んでいます。

2年間で修業年限となっておりますが、1年で就職先が決まると早期に退学をして企業に入るといったこともございます。

<武田委員>

工業高校からの就職率が良いという印象があります。

<高校教育課長>

現在は、大学等へ進学したい生徒達の滑り止めとして位置付けられていますが、それがかなわずに専攻科に入っているため、その時点で就職

に切り替えるという気持ちになっていることが多いと思います。

<武田委員> 少人数ですがいろんなところに研修に行ったり、外部の講師を招いたりして、手厚い授業を受けているようですね。

<高校教育課長> 少人数ということもあり、かなり深いところまで研究していると聞いております。成果そのものはないわけではありません。

<菊川委員長> 米沢市内の企業に受入体制があるということであれば、地元に残ってくれる人材が増えますので非常に良いですね。

<小嶋委員> 修了しても高卒扱いにしかないというのが問題ですね。

<高校教育課長> 国のほうの動きとしては専門学校や短大と同様の扱いで、大学への3年次編入という道をつくるような動きも聞こえてきておりますが、まだ固まっていないようです。

<小嶋委員> 何らかの形で資格が残れば良いですね。

<高校教育課長> 米沢工業はしっかりしたカリキュラムを持っていますが、カリキュラムをどう組んでいけば短大卒程度のレベルになるのか、今のところ判断が難しいということで、まだ検討段階です。

<小嶋委員> 専攻科を専門学校として枠組みを組みなおすという考えはないのでしょうか。

<菅野教育長> 県立でいえば、産業技術短大があります。もともと米沢にもありましたが山形と合併しています。

産業技術短大へ入るにはもう一息という生徒さんが米沢工業の専攻科に入るのかなと思います。専門学校は仙台には多くありますが、そちらに進むには経済的な事情もクリアしなければなりません。

県立では、以前は庄内農業高校に専攻科がありましたが、入学者が減少したため10年ほど前に閉科しています。

<高校教育課長> さらに学びたい生徒は農業大学校の方に進学してもらおうという動きで専攻科をなくしたという経緯です。

<菅野教育長> 産業技術短大の入学状況によっては、米沢工業の専攻科もいらなくなるものかもしれません。

<菊川委員長> ほかになければ、次に、(3)「平成28年3月高等学校卒業予定者の就職内定状況(11月末現在)」について、高校教育課長より報告願います。

< 高校教育課長 >

それでは教育庁と総務部が独自に行った調査に基づいて平成28年3月高等学校卒業予定者の11月末現在の就職内定状況について御報告申し上げます。

なお、この調査は、ハローワークの紹介による就職希望者の他に、縁故や自営、公務員等の希望者も含んだ数字となっておりますので、通常はハローワークで出しているものより若干低めの数値となっておりますのでよろしくお願いいたします。

それではお手元の資料、報告3-1を御覧ください。就職希望者3,079人ですが、これに対し内定者数は2,691人で、就職内定率は87.4%。4年連続で80%を超えたということになります。なお、こちらで持っています平成14年以降の記録では最も高い値となりました。

また、県内の就職希望者に限りまして、内定率は87.2%と、前年度を0.5ポイント上回っております。就職希望者のうち内定を得られていない生徒は388人ということになっておりますが、例年に比べ今年は未内定の生徒は公務員希望者の方が多いという状況がございますので、一般の民間等を目指している生徒ではさらに内定率が高くなっている状況です。

なお、ハローワークで毎月公表されているもので、今日入ってきたデータでは、就職内定率が90.6%ということですので、かなり高い状況にあると言えるかと思えます。

今後も関係機関と連携しながら、未内定の生徒についても就職に結びつくよう、引き続き取組を進めていきたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

< 菊川委員長 >

御質問等ございますか。

< 武田委員 >

県外への就職希望者のうち半分程度が庄内地区からですが、希望先はどちらになりますか。

< 高校教育課長 >

仙台や東京などです。庄内地区の中では企業が探しきれないことがあり、庄内地区で県外を目指す生徒は、工業高校の生徒が非常に多いです。工業高校は酒田工業、今の酒田光陵や鶴岡工業など、大手企業とのつながりがかなりあるところであり、そういうところで引き続き内定を得ている状況から県外へ出ていくケースが多いです。

< 武田委員 >

そのような生徒さんは、工業高校に入る時点で県外に出ていくという意識が高いのでしょうか。

< 高校教育課長 >

入学当初からそこまでの意識があるとは思いませんが、様々な資格を工業高校では取らせていますので、そのような取組をしていく中で、上を目指したいという生徒達にとっては、大手企業の方がより技術力を身につけられるのではないかという意識を持つのかなと思います。

地元企業でも優秀な企業は多くあるということ、庄内総合支庁と連携しながら、先生方からそのような話をしてもらっています。若干は県内の内定率が増えているのですが、なかなか改善に結びつくような状況には至っていません。

<菅野教育長> 内陸の就職状況が良いので、内陸にも庄内の生徒が目を向けてくれる良いのですが、親にもそのような意識があるのか、内陸も県外も同じと思うのかもしれない。

<武田委員> 卒業したら県外に行くものだというような思い込みがあるとしたら良くないですね。

<高校教育課長> 工業高校以外の生徒はそれほど庄内地区から出ないのですが、工業高校で技術を身につけた生徒が働く場所ということで見たときに、例えば山形市内の方にも目を向けてもらうようにしてはいるのですが、庄内からの通勤圏ではないので、下宿したり、アパートを借りたりという生活をしなければならぬため、そうなのであれば、仙台や関東に出ても変わらないと考えるのではないかと推測しています。

<菅野教育長> それでは良くないということで、鶴岡南に今年から地元企業にブースを開いてもらっています。地元企業に1年生、2年生の時からつながりをもってもらう、知ってもらうという取組を始めています。  
寒河江などでは地元の企業が寒河江工業高校の応援団をつくっています。

<武田委員> 研修受入れなどを一生懸命されていると聞いています。

<菅野教育長> そのような組織が鶴岡、酒田にないので、そのような組織をつくってほしいということを庄内総合支庁にお願いしています。

<小嶋委員> 庄内地区には工業高校出身者の受け皿になるような工業団地はないのでしょうか。

<高校教育課長> 鶴岡の大手の工業団地で、そもそも高校生を採用せず、大学を卒業して戻ってくる人達を採用していた時期があったため、そのころの影響を引きずっているのかもしれない。

<菊川委員長> ほかになければ、次に、(4)「平成27年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果について」、スポーツ保健課長より報告願います。

<スポーツ保健課長> はい。それでは平成27年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果について申し上げます。資料は、報告4-1を御覧ください。

はじめに調査の対象についてですが、全国学力調査と同様に実施され

ているもので、全国学力調査が小学校6年生と中学校3年生を対象としているのに対しまして、全国体力・運動能力調査は小学校5年生と中学校2年生を対象として、平成20年度から実施しているものです。

次に「2 体力・運動能力調査結果」についてですが、体力合計点につきましては、小学校5年生女子と中学校2年生男女は全国平均を上回りましたが、小学校5年生男子は全国平均を下回る結果でありました。また、昨年度との比較では、小学校5年生男女は若干下回り、中学校2年生男女は上回りました。

なお、全国の平均値については、小学校5年生女子と中学校2年生女子は平成20年度の調査開始以降最も高い状況でありました。逆に小学校5年生男子は最も低い状況でありました。この小学校5年生男子の状況は本県も調査以来最も低い状況であります。

次に種目別結果についてみてみますと、全般的に握力、持久力、20mシャトルラン、ボール投げが全国平均値を上回りました。しかし、小学校5年生男女では柔軟性を表す長座体前屈と50m走が全国平均値を下回りました。また、中学校2年生男女では、敏捷性を表す反復横とびが全国平均値を下回りました。

次に「3 運動習慣、運動やスポーツに関する意識調査結果」についてです。これまでもそうなのですが、全体的には本県の児童生徒は全国と比較して、運動部やスポーツクラブへの加入率が高い状況にあります。しかし、1週間の総運動時間の平均は、中学校2年生女子を除きまして、短い傾向にあります。また、運動やスポーツに関する意識につきましては、運動が好き、あるいは体育の授業が楽しいと感じている子どもの割合が全国と比較して高く良好な傾向にありますが、小学校5年生男子は全国に比べ低い状況にあります。

最後に、今後の体力向上の取組についてですが、県教育委員会では山形大学や県体育協会と連携した、子どもの体力向上支援委員会、コンソーシアムで体力向上に向けた施策の成果と課題を検討し、その改善を図っていきたいと考えております。なお、小学校1年生から高校3年生までの各年代における体力・運動能力の調査結果については、年度末にはまとまる予定ですので、その結果を含めて分析した上で報告させていただきたいと思っております。以上です。

<菊川委員長>

御質問等ございますか。

<小嶋委員>

小学生の運動部・スポーツクラブへの所属とはスポ少などですか。

<スポーツ保健課長>

小学校では、中学校や高校と違い部活動はありませんので、外部でのスポーツ少年団や民間のクラブになります。小学生のスポーツ少年団への加入率は全国2番目となっています。

<菊川委員長>

種目としては何が多いのでしょうか。

- <スポーツ保健課長> 今はサッカーとバスケが多いですが、他の競技では激減しているような種目もあります。野球ではチームが組めないため、近隣のクラブと一緒にあって新しい団をつくっているところもあります。
- <小 嶋 委 員> 女子もサッカーが多いのでしょうか。バレーはどうですか。
- <スポーツ保健課長> 今はサッカーをやる女子もいますので、高校では女子サッカー部があります。バレーボールは女子の加入はそれほど減ってはいませんが、男子が減っている状況です。
- <小 嶋 委 員> 水泳はどうですか。
- <スポーツ保健課長> 水泳は、スイミングクラブが盛んで、小学生の加入率が高い状況にあります。
- <武 田 委 員> この結果はどのように活用するのでしょうか。
- <スポーツ保健課長> 先ほど申し上げましたとおりコンソーシアムで分析し改善につなげます。これまでも分析しているのですが、本県の児童生徒の特長として、走る中でも短い 50m走、それから投げる能力が全国平均に比べ、ずっと長い期間劣っている状況にあります。
- 走る能力については、全てに直結する運動能力ですので、走り方、走るフォームについて、特に小学校の先生方を集めて研修会等を地区ごとに実施するなどしています。
- また、ドリームキッズのプログラムを使った DVD を昨年度作成しましたので、これを全小学校に配付しまして、これを活用して授業の改善を図ってもらうなどしています。
- <片 桐 委 員> これは学力と同じように、都道府県別の順位は出るのでしょうか。
- <スポーツ保健課長> 文科省で比較はいけないとしてはいるのですが、公表された次の日に各新聞社などで順位が出されています。
- 例えば、読売新聞によりますと、本県の小学校 5 年生の男子が 31 位、女子が 19 位、中学校 2 年生の男子が 20 位、女子が 19 位となっています。
- <武 田 委 員> 成績上位県では何か目立った取組はあるのでしょうか。
- <スポーツ保健課長> 福井県が学力と同様、体力でもトップです。福井県の取組としては、全ての学年、全ての子どもたちにテストを課していることと、それに対する的確なプログラムを学校全体で取組んでいるということがあります。実態を把握したうえで、学校全体で取組むという意識が高いです。
- 県内で地区ごとに分析しますと、置賜地区がそのような取組をしてお

り、やはり成績も高いです。

<小 嶋 委 員> 全学年ですることは大事だと思います。そうでなければ調査をする学年になって初めて取組むわけですから、継続している方が強い。

<スポーツ保健課長> 自分の実力を知ることになりますので、子どもたち自身も意識しますし、保護者に情報提供されれば、保護者も意識して一緒に取組むことになるかと思えます。

そのようなこともあり、今年は走る、投げるということを全てに課すようにしました。ゆくゆくは全種目を課したいと考えております。

<菅野教育長> 投げることは改善されてきていますが、一方で柔軟性が良くなってきており、なかなか思うようにはいきません。

<小 嶋 委 員> 走ることなど、継続的にやらせれば伸びるでしょうね。

<スポーツ保健課長> 20m シャトルランは、20m を行ったり来たりする持久力を測る種目ですが、この種目は本県では割と成績が良いです。持久力など、粘り強さは本県の児童生徒は強いのですが、一気に、爆発的に力を出すようなもの、瞬発系は苦手のようなのです。

<小 嶋 委 員> 西日本の方が強いのでしょうか。

<スポーツ保健課長> 走ることはそのような傾向はあります。冬場の環境もあるかと思えます。東北6県を見ても全体的に低い傾向にあります。

<菊川委員長> ほかになければ、これより議事に入ります。

## ⑤議 事

<菊川委員長> それでは、議第1号「山形県あかねヶ丘陸上競技場の指定管理者の指定について」、スポーツ保健課長より説明願います。

<スポーツ保健課長> はい。それでは議第1号について御説明申し上げます。資料は1-1を御覧ください。

山形県あかねヶ丘陸上競技場の指定管理者の指定につきまして、この度、県議会9月定例会において議決をうけたことから、地方自治法第244条の2第3項の規定によりまして、公益財団法人山形市体育協会を指定管理者として指定することをお諮りするものです。

これからの主な日程ですが、この委員会での指定を経ましたら、公益財団法人山形市体育協会に対し指定管理者の指定について通知をし、その後、担当者間で協定内容を詰め、年度内に包括協定の締結を行います。来年4月に包括協定の内容に基づき年度協定書の締結を行い、指定管理業務開始となります。

以上、よろしく御審議の上、御可決くださいますようお願い申し上げます。

<菊川委員長> 御意見、御質問等ございますか。

<菊川委員長> これは、前回から引き続き山形市体育協会を指定するということでしたよね。

<スポーツ保健課長> そうです。

<菊川委員長> ほかになければ、原案のとおり可決してよろしいですか。

<各 委 員> 異議なし。

<菊川委員長> 御異議なしと認め、議第1号は原案のとおり可決いたします。

<菊川委員長> 次に、議第2号「山形県教育委員会行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則の制定について」、総務課長より説明願います。

<総務課長> それでは議第2号「山形県教育委員会行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則の制定について」、御説明を申し上げます。資料2-1を御覧ください。提案理由としましては、「電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律」が一部改正されたことに伴い、規定の整備を図るため提案するものでございます。

内容の説明に移ります。次の頁、資料2-2に概要をまとめていますので、2-2をお開きください。改正について御説明する前に、「山形県教育委員会行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則」の概要について御説明申し上げます。資料2-2の下の方、点線で囲まれている部分を御覧ください。この規則は、県の機関等に係る申請、届出その他の手続等に関しまして、オンラインにより行うことができるようにするための共通事項を定めた「山形県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例」に基づき、教育委員会に係る手続等、具体的、技術的な方法及び要件を、オンラインにより行うことに関して規定しているものでございます。

主な規定の内容としましては、3つございます。①オンラインによる申請者が氏名・名称を明らかにする必要がある場合は、電子署名を必要とすること、②申請書の添付書類についても、オンラインによる提出を可能とすること、③法令、条例等に基づく手続以外の手続についても、オンライン処理を可能とすること。そういったことを規定したのがこの規則になります。このような規則は、知事部局においては情報企画課で定めていますが、それぞれの任命権者でもこのような規則を定めており、今回は教育委員会での規則の改正ということでお諮りするものでご

ございます。もともとの条例や規則で書面により申請、届出等を行うことが規定されている手続であっても、「山形県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例」と、各任命権者が定めるこのような規則があることで、もともとの条例や規則を改正せずとも、書面ではなくオンラインでの手続も有効なものとして認められるようになっております。

続きまして、規則の改正について御説明申し上げます。資料2-2の上の方を御覧ください。改正動機及び改正内容は、この規則で引用している「電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律」が一部改正されたことに伴い、規定の整備を行うものでございます。

この法律の改正の概要としましては、ここに2つ記載しておりますが、電子署名に係る認証業務の実施主体が、これまでの都道府県知事から地方公共団体情報システム機構に変更され、実施主体の変更に伴いまして、法律名も「電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律」に改正されます。また、既存の「署名用の電子証明」に加え、インターネット上で情報を閲覧するための「利用者証明用の電子証明」の仕組みが創設されたことなどがございます。

具体的には資料2-3で御説明いたします。資料上の左側が現行の姿、右側が法改正による来年1月1日以降の姿になります。一般住民の方が行政機関に申請等をする場合、役所に出向いて、あるいは郵送で申請、届出をするというのが一般的ですが、手続を自宅や職場のパソコン上で行い、インターネットを使い行政機関へ申請等を行うことができるというのが電子申請になります。現在、山形県におきましては、税務申告、食品衛生、河川・道路占有の届出や公文書開示請求などで行われています。教育委員会関係では、公文書開示請求のみが電子申請で受付されています。

電子申請をする場合に、電子署名が必要になる場合があります。電子署名とは、書面の場合であれば、押印あるいは署名に相当する行為でありまして、要はこの申請の中身が間違いなく本人によって作成されたものであることを示すものです。さらにその電子署名が間違いのないものであることを証明するためにあるのが電子証明書になります。

現在の制度では、電子申請において電子署名を必要とする場合は、市町村の窓口を通して、実施主体である都道府県知事に電子証明書の発行を申請します。ただし、実態としては、都道府県知事から地方公共団体システム機構へ事務委任がされています。来年1月1日からの法律改正後は、電子証明書発行の実施主体が都道府県知事から地方公共団体システム機構に変わります。また、マイナンバー制度の導入に伴い、署名検証者がこれまでの行政機関等に加え、一部の民間事業者にも拡大されるという流れになっております。

資料2-3の下に、個人番号カードに格納される公的個人認証サービスについての説明を記載しております。来年1月1日からのマイナンバー制度の導入に伴いまして、申請により交付を受けた個人番号カードに、既存の署名用電子証明書の他に、利用者証明用電子証明書も加わる

こととなります。この利用者証明用電子証明書はインターネットで閲覧する際に、利用者本人であることをのみを証明する仕組みであります。法律名が変わることと、電子証明が2種類になるということが今回の規則改正に係る主な改正点であります。

この法改正に伴う規則の改正については、次の資料2-4の新旧対照表を御覧ください。規則第2条第2項第3号の電子証明書の定義のうち、「ロ」の部分、「電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第3条第1項に規定する電子証明書」を「電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第3条第1項に規定する署名用電子証明書」に改めるものです。資料2-5から2-6が改正後の規則全文となります。改正規則の施行日は、改正法の施行日に合わせまして、平成28年1月1日といたします。

端的に申し上げます、マイナンバー制度導入に伴い、公的個人認証制度の法律が改正され、それを引用しているこの規則の条文が変わるというものです。説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

<菊川委員長> 御意見、御質問等ございますか。

<菊川委員長> 公的個人認証サービスの実施主体が変わり法律名も変わる。また、インターネット上で情報を閲覧するため、利用者証明用電子証明ができることによる規則の改正ということですね。窓口に行かなくてもよくなるので便利にはなりますね。

<総務課長> そうです。

<武田委員> 具体的な手続としてはどのようなものがあるのでしょうか。

<総務課長> 教育委員会におきましては公文書開示請求のみです。知事部局では税務関係などがあります。また、市町村でも税務関係がほとんどのようです。

<菊川委員長> ほかになければ、原案のとおり可決してよろしいですか。

<各委員> 異議なし。

<菊川委員長> 御異議なしと認め、議第2号は原案のとおり可決いたします。

<菊川委員長> 次の議第3号は人事に関する案件となりますので、これより秘密会としていかがですか。

<各委員> 異議なし。

<菊川委員長>

御異議なしと認め、これより秘密会といたします。

《 関係者以外退出 議第3号は秘密会にて審議 》

⑥閉 会

<菊川委員長>

これで、第1019回教育委員会を閉会いたします。